（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２・３　（略）

第五百七十六条　削除

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十五部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター及び実地疫学研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
（削る）
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
血液・安全性研究部
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室
（総務部に置く課）

第五百七十九条　総務部に、次の六課を置く。

総務課
人事課
会計課
調整課
業務管理課
施設管理課

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２・３　（略）

（企画調整主幹）

第五百七十六条　国立感染症研究所に、企画調整主幹一人を置く。

２　企画調整主幹は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案に関すること。

二　国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十六部及び一室並びに感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター及び感染症危機管理研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
免疫部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
血液・安全性研究部
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室
（総務部に置く課）

第五百七十九条　総務部に、次の四課を置く。

総務課
（新設）
会計課
調整課
業務管理課
（新設）